

持続可能な地域経営計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

人口減少や少子高齢化等の課題に直面する中山間地域においては、住民が主体となって持続可能な地域運営を実現するため、住民自らが地域の将来のあり方や自立への道筋を考え、その実現に向けた具体的な計画や方針を検討することが重要である。

本業務では、将来の持続可能な地域づくりに向け、各種取組みを行っている地域において、取組みの現状分析から合意形成、実施計画（地域経営計画）立案までに至るプロセスを支援する。

また、その過程を通じて得られた「持続可能な地域運営に向けた視点や手法」を県内各地で地域づくりに取組む団体や市町へ共有し、県全体における地域経営への理解醸成を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 持続可能な地域経営計画策定支援業務
- (2) 業務内容 仕様書（別紙）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月5日まで
- (4) 委託料上限額 金 230 万円（消費税及び地方消費税含む）
※上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 プロポーザル参加資格及び条件

本プロポーザルの参加資格者は次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ（Web会議システムを含む）等ができる体制がとれる者。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制及び企画立案能力を有している者。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 プロポーザルの参加申込み及び質問・回答

- (1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第1号）をメールにて、令和8年6月10日（水）17時までに提出すること。
- (2) 質問は、令和8年6月10日（水）17時までにメールにて受付ける。
様式は任意とし、電話及び口頭による質問は受付けない。
- (3) 回答は、令和8年6月15日（月）17時までに、全ての参加者に電子メールにより通知する。

なお、以下の質問については回答しない。

ア 他の応募者に関する質問

イ 審査員に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

- (4) 申込（参加・質問）方法及び申込（参加・質問）先

①申込方法 下記アドレス宛にメールで提出すること。

②申込先

<宛先> 富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係

<件名> 【参加】持続可能な地域経営計画策定支援業務委託

【質問】持続可能な地域経営計画策定支援業務委託

<本文> 担当者を必ずご記載ください（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

<提出先アドレス> anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、確認の電話をすること。

（電話受付時間 8:30～17:00）

<電話連絡先> TEL (076) 444-9011（担当：江蔵主任）

- (5) その他

プロポーザル参加申込後に参加を辞退する場合は、令和8年6月15日（月）17時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。（提出方法は参加申込と同様）

5 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加の申込みを行った業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 次の①～④の書類の PDF データをメールにて提出すること。

イ 参加業者 1 者につき、1 案の提出とすること。

ウ 提出書類等は、すべて A 4 版に統一すること。

エ ①～③の書類の様式は、任意とする。

① 企画提案書：事業内容、スケジュール、工夫点などを具体的に記載すること。

② 経費見積書：本要領 2 の（4）の金額の範囲内で、積み上げて記載すること。

③ 業務の実施体制

④ 会社概要及び近年の業務実績がわかるもの（様式第 2 号）

(2) 留意事項

ア 提出書類の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とする。

イ 提出書類の返却は行わない。

ウ 提出書類の差替え及び再提出は原則認めない。

エ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

・ 所定の期限及び方法で、提出書類を提出しなかった場合。

・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。

・ 1 者 1 案を超えて提出したもの。

(3) 提出期限 令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時必着

(4) 提出方法及び提出先

①提出方法 下記のアドレス宛に電子メールで提出

②提出先

<本文>担当者を必ずご記載ください（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

<提出先アドレス>anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、確認の電話をすること。

（電話受付時間 8:30～17:00）

<電話連絡先>TEL (076) 444-9011（担当：江蔵主任）

6 契約候補者選定方法

(1) プレゼンテーション

次のとおり、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

①日時：令和 8 年 6 月下旬 ※詳細な日時は参加者へ後日個別に連絡する。

②場所：富山興銀ビル（予定）

③進め方

・ プレゼンテーションは、参加申込み順で実施する。

・ 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

・ 所要時間：1 者あたり 25 分程度（説明 15 分、質疑応答 10 分）を想定しているが、参加者数によっては変更となる場合がある。

・ 出席者：1 者あたり 2 名までとする。

・ 説明方法：提出書類①～③を使って説明すること。

(2) 審査方法及び審査基準

ア 公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する。

イ 提出書類①～③及びプレゼンテーションの内容を、以下の基準に基づき審査する。

項目	内容
実施体制	事業を円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか
提案内容	事業の趣旨に沿っているか
	実現性の高い内容であるか
	スケジュールは適切であるか
	効果的に実施するための独自の提案、工夫がなされているか
事業費	経費の内訳が妥当なものとなっているか

(3) 選定方法

ア 全審査員の合計点の最も高い業者を委託業者として選定する。

イ 全審査員の合計点が同一の場合は、審査員の協議により委託業者を決定する。

ウ 参加者が1者の場合、全審査員の合計点が最低基準（満点の50%）を満たす場合、委託業者として選定する。

(4) 採否の通知

プロポーザルの審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知する。

なお、決定経緯や決定理由等に関する問い合わせには応じない。

7 契約の方法等

(1) 選定業者と県は、提出書類①～③の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い最終的な仕様を確定し、双方合意のうえ、契約を締結する。

(2) したがって、締結する契約書に添付する仕様書は、委託業務の内容が追加・変更される場合がある。

(3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行すること。

8 提出先・問合せ先

富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4F

TEL : 076-444-9011

FAX : 076-444-4427

持続可能な地域経営計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

持続可能な地域経営計画策定支援業務（以下、「委託業務」という。）

2 委託業務の概要

人口減少や少子高齢化等の課題に直面する中山間地域においては、住民が主体となって持続可能な地域運営を実現するため、住民自らが地域の将来のあり方や自立への道筋を考え、その実現に向けた具体的な計画や方針を検討することが重要である。

本業務では、将来の持続可能な地域づくりに向け、各種取組みを行っている地域において、取組みの現状分析から合意形成、実施計画（地域経営計画）立案までに至るプロセスを支援する。

また、その過程を通じて得られた「持続可能な地域運営に向けた視点や手法」を県内各地で地域づくりに取組む団体や市町へ共有し、県全体における地域経営への理解醸成を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）までとする。

4 委託業務の内容

本業務は「東山地区まちづくり協議会（黒部市）」及び「十二町持続可能な地域づくり推進協議会（氷見市）」を対象地区として、以下の内容を実施する。

(1) 地域経営計画の策定支援

①現状分析と経営診断・評価

対象2地区の活動実績、収支状況、人材等の地域資源を多角的に調査・分析し、持続可能な運営に向けた課題を整理する。

②ワークショップにおけるコーディネーター（2地区×各2回＝4回）

対象2地区のワークショップの開催に向けて、資料の作成及びコーディネーターとしての役割を担い、意見を集約と記録を行う。

③地域経営計画の取りまとめ

上記ワークショップでの議論を反映し、自走に向けた数値目標やスケジュール、概算収支計画を含む「地域経営計画（案）」を作成する。

(2) 知見の共有・波及に向けた取組み

①プロセスの共有と手法の体系化

ワークショップの進行シナリオや意見集約のステップを可視化し、参加者が合意形成のプロセスを具体的に理解できるよう工夫して共有を行う。また、活動継続のための収支シミュレーションや体制づくりの要点を整理し、対象2地区以外の地域の運営にも活用できるよう、実践的な手法として分かりやすく解説する。

②全国事例に基づく知見の共有

全国の先進事例を基に、「地域における経営的視点の重要性」や「持続可能な地域運営の仕組み」について情報共有を行い、参加者の理解を深める。

(3) 打合せ及び成果物のとりまとめ

- ①地域経営計画（案）：対象2地区分
- ②業務完了報告書
- ③打合せ議事録

なお、本委託業務は、以下のスケジュールに沿って進めるものとする。

- ・ 関係機関とのキックオフ打合せ（オンライン）（7月想定）
- ・ 第1回ワークショップ（コーディネーター）（8月想定）
- ・ 対象2地区の課題整理、地域経営分析（9月～10月想定）
- ・ 第2回ワークショップ（コーディネーター）（11月～12月想定）
- ・ 対象2地区の地域経営計画（案）作成・助言等（1月想定）
- ・ 成果とりまとめ（2月想定）

5 成果物

- (1) 受注者は、委託業務完了後に報告書、打合せ記録、地域経営計画（案）を発注者に提出すること。

6 その他

- (1) 委託業務を遂行するために必要な打合せを随時実施すること。
- (2) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて当事者の許諾を取得するとともに発注者にその旨を書面により報告すること。
- (3) 本仕様に不明点がある場合、また明記のない事項については、速やかに発注者まで連絡し、その指示を受けること。